

公 示 日 : 2021 年 5 月 12 日

調達管理番号 : 21a00209

国 名 : ホンジュラス

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 行財政・金融チ
ーム

案 件 名 : ホンジュラス国 SDGs・ホンジュラス国家アジェンダ 2030 に資
する地方自治体事業実施・モニタリング体制整備及び能力向上
プロジェクト(基本計画策定調査) (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 6 月下旬から 2021 年 9 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.75M/M、合計 1.45M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
10 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2021 年 6 月 2 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 6 月 15 日 (火) までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	評価調査に係る各種業務
対象国／類似地域	ホンジュラス及び全途上国
語学の種類	スペイン語又は英語

5. 条件等

- (1) 本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：日本から渡航の場合には、特になし。

6. 業務の背景

2000 年にまとめられたミレニアム開発目標（MDGs: Millennium Development Goals）を継承する国際社会の開発目標として、2015 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下 SDGs）が加盟国の全会一致で採択・設定された。ホンジュラスにおいては、SDGs の目標達成を目指した「SDGs に係る国家開発アジェンダ 2030」を 2018 年に策定しており、この中で SDGs に定められた 17 目標のうち、ホンジュラス「国家ビジョン（2010～2038 年）」や「国家計画(2010～2022 年)」と直接関連のある 9 目標が採用されている。

ホンジュラスにおける地方分権化は、1990 年 10 月に施行された「地方自治体法」を軸として推進されているものの、殆どの自治体では組織面・人材面の実施体制が脆弱であるため、分権化の進展に伴い中央政府から移譲される権限や資金が、地域開発に十分に活かし切れていないという課題を有している。このような状況に対し、JICA はこれまで、「西部地域・開発能力強化プロジェクト（FOCAL1）」（2006-11 年）、「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト

（FOCAL2）」（2011-16年）及び「ローカルガバナンス能力強化アドバイザー派遣（FOCAL3）」（2017-19年）などの協力を通じて、地域住民のニーズに即した行政サービス提供を円滑に実施するための計画手法（以下、FOCALプロセス）を開発し、地方自治体と共に試験的に実施してきた経緯がある。

今般、これまでの一連の支援を通じて策定されてきた開発計画と計画手法であるFOCALプロセスをベースとして、全国レベルで同計画に基づいた事業実施支援体制を構築し、事業の実施を通じた社会経済指標の改善を図りたいとして、ホンジュラス政府が要請を行ってきたものである。これまで構築してきたFOCALプロセスをプラットフォームとし、同プロセスを活かしたホンジュラスにおけるSDGs目標達成に向けた取り組みを強化し、併せてその達成に向けた自治体のPDCAサイクルの整理・導入を目指す。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価66項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- （1）国内準備期間（2021年7月上旬～7月下旬）
 - ① 要請背景及び内容を把握する（ホンジュラス政府の行政に係る政策文書、関連報告書、要請書等の確認・分析）
 - ② 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、先行プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
 - ③ 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針案を検討する。
 - ④ 相手国関係機関への質問票（西文）を取りまとめる。
 - ⑤ 評価66項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）の観点を踏まえ、PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operation）案（いずれも和文、西文）、及び事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分の内容を検討する。
 - ⑥ 対処方針（案）、リスク管理チェックリスト（案）（いずれも和文）の作

成に協力する。

- ⑦ 調査団の事前打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。
- ⑧ 本調査のミニッツ案（英文、西文）、R/D（Record of Discussion）案（英文、西文）の作成に協力する。

（2） 現地業務期間（2021年7月下旬～8月中旬）

- ① JICA ホンジュラス事務所等との打合せに参加する。
- ② 事前に配布した質問票を回収、整理すると共に、相手国関係機関等の関係者にヒアリングを行う。
- ③ 上記（1）及び質問票を通じて得られなかった情報や実態に関する情報を追加で収集する。
- ④ 相手国関係機関等（カウンターパート機関および各先行案件で支援した自治体を想定）との協議及び現地調査に参加し、議事録作成に協力する。
- ⑤ プロジェクト関係者に対して、必要に応じて評価手法についての説明を行う。
- ⑥ 調査団及び事業対象国関係機関と協議の上、基本計画の PDM・PO の更新案の作成に協力する。
- ⑦ 事業対象国関係機関との協議で合意された内容に基づき、協議議事録（M/M）（英文、西文）の作成に協力する。
- ⑧ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、評価 6 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表案の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA ホンジュラス事務所等への報告に参加する。

（3） 帰国後整理期間（2021年8月中旬～8月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打ち合わせに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野に係る基本計画策定調査報告書（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1） 業務完了報告書

2021年8月20日までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）（和文）

③ その他面談議事録、収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒米国⇒ホンジュラス⇒米国⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 7 月下旬から 8 月中旬の間で 21 日間程度を予定しており、具体的な日程は追って決定します。なお、2021 年 4 月現在、ホンジュラス入国後 7 日間の自主隔離を JICA 事務所として要請しているため、7 月中旬に現地入国、隔離期間中に国内準備期間に設定されている業務の一部を実施とする可能性があります。

本業務従事者は、JICA の調査団員に約 2 週間先行しての現地調査の開始を予定しています。

※なお、過去 14 日以内に英国、南アフリカ共和国、南米各国に滞在した人は入国不可となっております。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) ガバナンス（JICA）

ウ) 自治体運営（JICA）

エ) 協力企画（JICA）

オ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ホンジュラス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：必要に応じ JICA ホンジュラス事務所又は JICA 本部にて英→西、または西→英の通訳・翻訳を備上することを想定します。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チーム（TEL:03-5226-6587）にて配布します。配布資料をご希望される方は、担当部署アドレス（gpgggg@jica.go.jp）にメールをお送りください。メール受領後、JICA 指定のファイル共有サイト（GIGAPOD）を介して、資料を配布致します。

- ・要請書

- ・先行案件（FOCALフェーズ1）事業完了報告書
- ・先行案件（FOCALフェーズ1）終了時評価報告書
- ・先行案件（FOCALフェーズ2）事業完了報告書
- ・先行案件（FOCALフェーズ2）終了時評価報告書
- ・先行案件（ローカルガバナンスアドバイザー）専門家業務完了報告書

- ② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

- ・先行案件（FOCALフェーズ1,2）事後評価報告書

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1100333_4_f.pdf

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_0603085_4_f.pdf

本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。また、コロナ対策の関連経費は見積に含める必要はありません。契約交渉時に計上を認めます。
- ⑥ 新型コロナウイルスの流行その他の状況を踏まえ、現地渡航が不可となった場合は、現地人材を活用する等の代替案を検討し、遠隔での調査実施に変更する可能性があります。

以上